

## iFreeHOLD 日本国債 (JGB2056)

### 今こそ“持ち切り”日本国債投資

過去最高近辺の利回りをNISAで享受

2025年10月24日

#### 👉 お伝えしたいポイントとファンドの狙い

- ・ 利回り3%※1超！投資妙味高まる日本の超長期国債（30年）
- ・ 持ち切ることによって価格変動に一喜一憂せず、長期的な資産形成に貢献
- ・ 高い利回りを獲得しながら、株の弱気相場に備えることができる可能性も

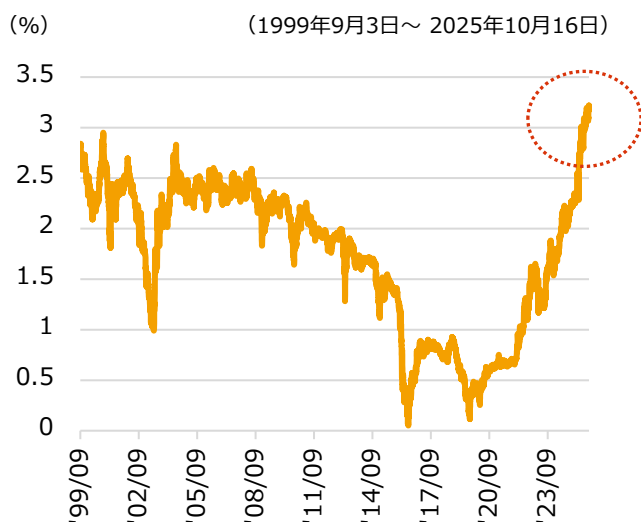
(※1)2025年10月16日時点

### 利回り3%※1超！投資妙味高まる日本の超長期国債（30年）

日本銀行の金融政策の転換により、日本も再び「金利ある時代」になりました。過去と比べても高い利回りを得られる環境となっており、特に超長期国債（30年債）の複利利回りは3%を超え、過去最高水準を更新しています（下左図参照）。

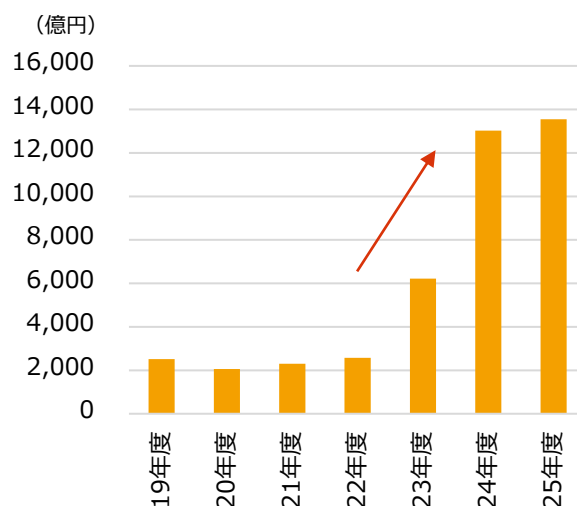
日本国債は、国が債務不履行（デフォルト）に陥らない限り償還されることから、一般的に「安全性の高い」資産として評価されています。その利回りが上昇する中、固定5年の個人向け国債の発行額は近年大きく増加するなど、日本国債への投資が高い関心を集めています（下右図参照）。当ファンドは日本の超長期国債1銘柄を満期（償還）まで保有することで、一般的な銀行預金より高い利回りを目指せる商品です。当ファンドの特集ページでも利回りをご確認いただけます（[こちらをクリック](#)）。

#### 30年日本国債利回り(複利)の推移



(出所) ブルームバーグより大和アセットマネジメント作成

#### 個人向け国債（固定5年）発行額の推移



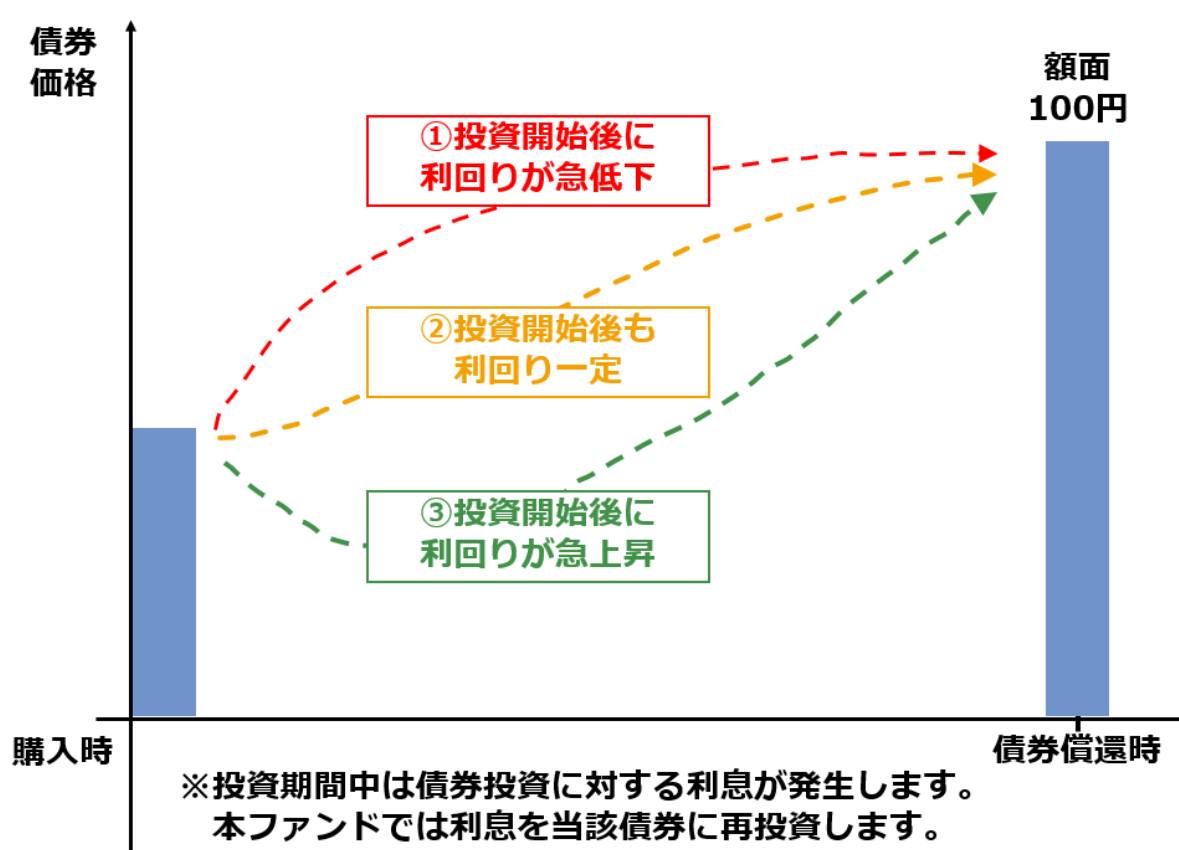
※2025年度は9月までの発行額。

(出所) 財務省より大和アセットマネジメント作成

## 持ち切ることで価格変動に一喜一憂せず、長期的な資産形成に貢献

当ファンドは、超長期国債1銘柄（償還日:2056年3月20日）を満期まで持ち続ける商品設計です。債券は満期時に額面（100円）で償還され、保有期間中は利息が受け取れます。利息の再投資によるリスクはありますが、株式などのリスク資産と比べて、ある程度のリターンを見込みやすいのが特徴です（下図参照）。その点で、投資期間中の基準価額の変動にそれほど一喜一憂せず、長期的な資産形成に貢献することができると考えています。

### 債券価格の推移イメージ



※黄色の線は、イールドカーブが動かなかった場合の債券価格シミュレーション（2025年9月時点のイメージ）。

もちろん、債券価格は利回りの変化に応じて日々変動するため、当ファンドの基準価額も上昇・下落し、値動きのリスクはあります。しかし、当ファンドは日本の国債に投資するため、外国債券や外国株式と異なり、為替の変動リスクを受けません。このため、「安全資産×高利回り×為替リスクなし」の三拍子そろった商品となっています。

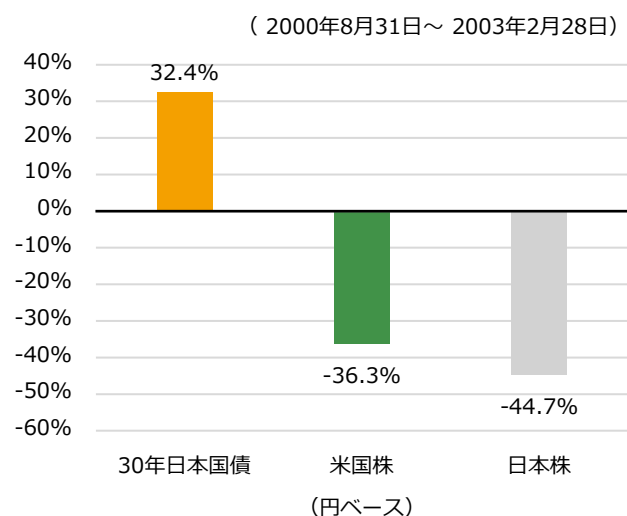
年初より足元の超長期利回りは上昇傾向となっていますが、どのタイミングで購入すべきか迷う場合は、積立投資などのように時間分散を活用して、少しずつ購入を進めることもできます。これにより、投資タイミングについて、過度に神経質にならず、投資を始めることも可能です。

## 高い利回りを獲得しながら、株の弱気相場に備えることができる可能性も

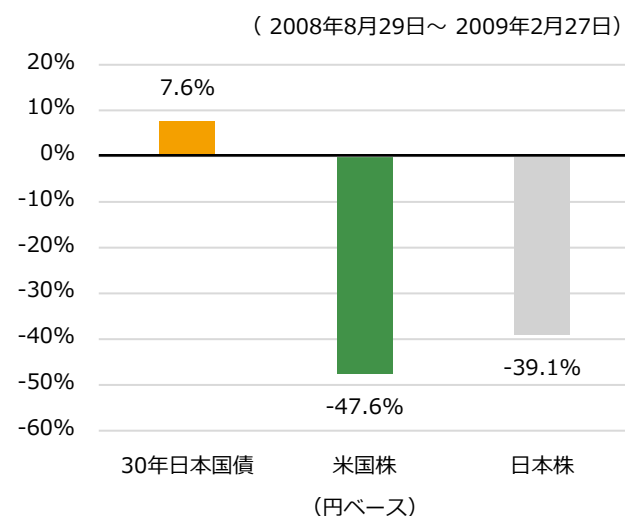
当ファンドは、日本の超長期国債への投資により高い利回りを得ながら、株の弱気相場に備えることができる可能性もあります。

ここで、長期的に資産形成する上で懸念のある金融市場のリスクが高まった時の日本国債の動きに焦点を当てることにします。下図には、過去の株の弱気相場時（ITバブル崩壊・リーマンショック）の30年日本国債と株式の収益率をまとめております。これを見ますと、弱気相場時には、リスク資産である株式のリターンはマイナスとなる傾向にある一方で、安全資産である日本国債はリターンがプラスとなる傾向にあります。超長期国債に投資することで、高い利回りを得ながら、株の弱気相場にも備える“守り”の役割も期待できます。

### ITバブル崩壊時のリターン



### リーマンショック時のリターン



※30年日本国債について、ITバブル崩壊時は「30年日本国債（第3回）」、リーマンショック時は「30年日本国債（第28回）」を使用。  
 ※米国株はS&P500トータルリターン指数（円ベース）、日本株はTOPIX配当込み株価指数を使用。

(出所) ブルームバーグより大和アセットマネジメント作成

## NISA制度を利用して100円から手軽に日本国債投資

当ファンドはNISA口座（成長投資枠）で投資することができ、少額から日本国債に投資できます。下表では、当ファンドと日本国債の取り扱いの違いを示しております。

|                     | iFreeHOLD 日本国債（JGB2056）<br>＜NISA口座の場合＞ | 日本国債<br>＜特定口座（源泉徴収あり）の場合＞ |
|---------------------|----------------------------------------|---------------------------|
| 購入単位                | 100円から1円単位など<br>（販売会社による）              | 額面単位（5万円単位）<br>※個人向け国債を除く |
| 購入・売却の価格            | 購入：基準価額<br>売却：基準価額－信託財産留保額             | 購入・売却時の時価                 |
| 実際に投資する国債と<br>利回りの差 | 運用管理費用（信託報酬）などの分、<br>利回りに差が出る          | —                         |
| 利子・分配金              | 非課税                                    | 源泉徴収（20.315%）             |
| 譲渡・償還差益             | 非課税                                    | 源泉徴収（20.315%）             |

（※）2025年7月時点の情報です。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（出所）大和アセットマネジメント作成

## Q&Aまとめ

Q1：投資元本割れのリスクはありますか？

A1：日本国債は満期時に額面（100円）で償還されますが、投資元本が保証されているわけではありません。利回りの変動や市場環境により、当ファンドの基準価額が下がる可能性があります。また、日本国債の債務不履行リスクもゼロではなく、その場合には投資元本を割り込むことがあります。さらに、当ファンドでは、信託報酬に加え、設定や解約に伴う取引時の売買コストの影響等により、運用成果が投資対象の国債の値動きと一致するとは限りません。詳しくは、次ページの投資リスクをご参照ください。

Q2：途中で売却できますか？

A2：はい、売却可能です。換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額（1 万口当たり）となります。

Q3：為替リスクはありますか？

A3：当ファンドは円建て日本国債に投資するため、為替リスクはありません。

Q4：利息はどのように運用されますか？

A4：受け取った利息は、基本的には当該超長期国債に再投資され、当ファンド内で複利の効果が期待されます。

Q5：NISAで購入できますか？

A5：はい、当ファンドはNISA（成長投資枠）対象商品です。売買等のご利用の販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

- ・わが国の国債に投資をすることにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・当ファンドの信託期間内に償還日を迎えるわが国の固定利付国債に投資し、償還まで保有します。
- ・信託期間は約 30 年 7 か月です。  
(2025 年 8 月 21 日から 2056 年 3 月 27 日まで)
- ・毎年 9 月 20 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社債の価格変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。<br>特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。<br>組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| その他                         | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                            |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                       |                                                                                  |
|---------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 料率等                                   | 費用の内容                                                                            |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>※徴収している販売会社はありません。     | —                                                                                |
| 信託財産留保額             | <u>0.05%</u>                          | 換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                       |                                                                                  |
|                     | 料率等                                   | 費用の内容                                                                            |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <u>年率0.1265%</u><br><u>(税抜0.115%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。        |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社                                  | 年率0.05%                                                                          |
|                     | 販売会社                                  | 年率0.05%                                                                          |
|                     | 受託会社                                  | 年率0.015%                                                                         |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                                  | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。        |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## お申込みメモ

|                        |                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                      |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                             |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                  |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                               |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                            |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                    |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                               |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。                                                                                                                                 |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）できます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託財産の純資産総額が 30 億円を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                               |
| 収益分配                   | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                          |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

Daiwa Asset Management

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

## ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**当資料のお取扱いにおけるご注意**

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| moomoo証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| 楽天証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

10 / 10